

令和 7 年 3 月

第 1 回（定例会）

香芝市議会議案

香 芝 市

目 次

報 第 1 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の専決処分の報告について----- 1 頁
報 第 2 号	香芝市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について----- 5 頁
報 第 3 号	香芝市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について----- 8 頁
承 第 1 号	令和 6 年度香芝市一般会計補正予算（第 1 0 号）の専決処分の報告及び承認について----- 1 1 頁
議 第 1 号	香芝市情報公開条例の一部を改正することについて----- ----- 1 2 頁
議 第 2 号	香芝市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正することについて----- 1 4 頁
議 第 3 号	香芝市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び香芝市の一般職の職員の旅費支給条例の一部を改正することについて----- 1 6 頁
議 第 4 号	香芝市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて----- 1 9 頁
議 第 5 号	香芝市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正することについて----- 2 3 頁
議 第 6 号	香芝市職員の退職手当に関する条例の一部を改正することについて----- 2 6 頁
議 第 7 号	香芝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて----- 2 8 頁
議 第 8 号	香芝市体育施設条例の一部を改正することについて----- ----- 3 0 頁
議 第 9 号	香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて----- 3 3 頁
議第 1 0 号	香芝市立学童保育所条例の一部を改正することについて----- ----- 3 5 頁

議第 1 1 号	香芝市国民健康保険条例の一部を改正することについて----- ----- 3 7 頁
議第 1 2 号	香芝市都市公園条例の一部を改正することについて----- ----- 3 9 頁
議第 1 3 号	香芝市消防団条例の一部を改正することについて----- ----- 4 4 頁
議第 1 4 号	香芝市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例 の一部を改正することについて----- 4 6 頁
議第 1 5 号	奈良県広域水道企業団への水道事業の統合に伴う関係条例の 整備に関する条例の一部を改正することについて---- 4 8 頁
議第 1 6 号	令和 6 年度香芝市一般会計補正予算（第 1 1 号）について-- ----- 5 0 頁
議第 1 7 号	令和 6 年度香芝市一般会計補正予算（第 1 2 号）について-- ----- 5 1 頁
議第 1 8 号	令和 6 年度香芝市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号） について----- 5 2 頁
議第 1 9 号	令和 6 年度香芝市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） について----- 5 3 頁
議第 2 0 号	令和 6 年度香芝市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）につ いて----- 5 4 頁
議第 2 1 号	令和 6 年度香芝市土地取得特別会計補正予算（第 1 号）につ いて----- 5 5 頁
議第 2 2 号	令和 6 年度香芝市財産区財産特別会計補正予算（第 1 号）に ついて----- 5 6 頁
議第 2 3 号	令和 6 年度香芝市下水道事業会計補正予算（第 1 号）につい て----- 5 7 頁
議第 2 4 号	令和 7 年度香芝市一般会計予算について----- ----- 5 8 頁

議第 2 5 号	令和 7 年度香芝市国民健康保険特別会計予算について----- ----- 5 9 頁
議第 2 6 号	令和 7 年度香芝市後期高齢者医療特別会計予算について---- ----- 6 0 頁
議第 2 7 号	令和 7 年度香芝市介護保険特別会計予算について----- ----- 6 1 頁
議第 2 8 号	令和 7 年度香芝市土地取得特別会計予算について----- ----- 6 2 頁
議第 2 9 号	令和 7 年度香芝市財産区財産特別会計予算について----- ----- 6 3 頁
議第 3 0 号	令和 7 年度香芝市下水道事業会計予算について----- ----- 6 4 頁
議第 3 1 号	指定管理者の指定の期間の変更について----- ----- 6 5 頁
議第 3 2 号	計画の策定について----- ----- 6 6 頁
同 第 1 号	香芝市固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求 めることについて----- 6 7 頁
諮 第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて----- ----- 6 8 頁

報第1号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に
関する条例の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月17日報告

香芝市長 三 橋 和 史

専 決 処 分 書

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年2月4日

香芝市長 三 橋 和 史

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(香芝市表彰条例の一部改正)

第1条 香芝市表彰条例(平成4年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第10条中「次に該当する」を「拘禁刑以上の刑に処せられた」に改め、
同条第1号を削る。

(香芝市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第2条 香芝市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年条例第23号)
の一部を次のように改正する。

附則第3条第3項及び第4項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(香芝市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 香芝市の一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第32号)
の一部を次のように改正する。

第15条の2第3号及び第4号並びに第15条の3第1項第1号及び第5
項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(香芝市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第4条 香芝市職員の退職手当に関する条例(平成3年条例第30号)の一部
を次のように改正する。

第16条第1項第1号及び第5項第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第17条の見出し及び同条第1項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第18条第1項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第20条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(香芝市消防団条例の一部改正)

第5条 香芝市消防団条例(平成15年条例第1号)の一部を次のように改正
する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(香芝市非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部改正)

第6条 香芝市非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例(昭和3
9年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の

例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号。以下「刑法等一部改正法」という。）第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号。以下この項において「旧刑法」という。）第１２条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第１３条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

（人の資格に関する経過措置）

第３条 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

（香芝市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第４条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第６８号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第３条の規定による改正後の香芝市の一般職の職員の給与に関する条例第１５条の３第１項（第１号に係る部分に限る。）及び第５項（第３号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（香芝市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第５条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第４条の規定による改正後の香芝市職員の退職手当に関する条例第１６条第１項及び第５項、第１７条第１項（第１号に係る部分に限る。）並びに第２０条第４項並びに香芝市職員の退職手当に関する条例第２０条第３項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

報第2号

香芝市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、香芝市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月17日報告

香芝市長 三 橋 和 史

専 決 処 分 書

香芝市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年2月6日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

香芝市職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第３号）の一部を次のように改正する。

第２０条第３項中「第６１条第３２項において読み替えて準用する同条第２９項」を「第６１条の２第２０項」に改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

報第3号

香芝市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の報告につい
て

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、香
芝市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分したので、同条第2項
の規定により報告する。

令和7年2月17日報告

香芝市長 三 橋 和 史

専 決 処 分 書

香芝市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和７年２月６日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

香芝市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成２５年条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第４条第６号中「令第２１条第２項第１号」を「令第２２条第２項第１号」に改める。

附 則

この条例は、令和７年６月１日から施行する。

承第1号

令和6年度香芝市一般会計補正予算（第10号）の専決処分の
報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和6年度香芝市一般会計補正予算（第10号）について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

令和7年2月17日報告

香芝市長 三 橋 和 史

議第1号

香芝市情報公開条例の一部を改正することについて

香芝市情報公開条例の一部を次のとおり改正する。

令和7年2月17日提出

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市情報公開条例の一部を改正する条例

香芝市情報公開条例（平成１２年条例第２８号）の一部を次のように改正する。

第１７条の見出しを「（手数料等）」に改め、同条第１項を次のように改める。

開示請求をする者又は行政文書の開示を受ける者は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

(1) 開示請求に係る手数料 開示請求に係る行政文書１件につき３００円

(2) 行政文書の開示の実施に係る手数料 開示を受ける行政文書１件につき、別表の左欄に掲げる行政文書等の種類ごとに、同表の中欄に掲げる開示の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（複数の開示の方法により開示を受ける場合にあっては、その合算額。以下この号において「基本額」という。）から前号に定める額に相当する額を減じた額。ただし、基本額が前号に定める額に相当する額を超えないときの行政文書の開示の実施に係る手数料は、無料とする。

第１７条第３項を同条第４項とし、同条第２項中「開示手数料」を「手数料」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２ 開示請求者が規則で定める複数の行政文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、当該複数の行政文書を１件の行政文書とみなす。

第１９条第３項中「（以下「諮問庁」という。）」を削る。

附 則

（施行期日）

１ この条例は、令和７年６月１日から施行する。ただし、第１９条第３項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２ 改正後の第１７条の規定は、この条例の施行の日以後にされる行政文書の開示の請求について適用し、同日前にされた行政文書の開示の請求については、なお従前の例による。

議第 2 号

香芝市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部を改正することについて

香芝市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を
次のとおり改正する。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

香芝市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「1箇月」を「1月」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職等した日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に100分の165を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、この者は引き続き議員の職にあつたものとする。

- (1) 6月 100分の100
- (2) 5月以上6月未満 100分の80
- (3) 3月以上5月未満 100分の60
- (4) 3月未満 100分の30

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第3号

香芝市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例
及び香芝市の一般職の職員の旅費支給条例の一部を改正すること
について

香芝市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び香芝市の一般職の職員の旅費支給条例の一部を次のとおり改正する。

令和7年2月17日提出

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び香芝市の一般職の職員の旅費支給条例の一部を改正する条例

(香芝市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 香芝市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和32年条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「14, 800円」を「16, 800円」に改める。

(香芝市の一般職の職員の旅費支給条例の一部改正)

第2条 香芝市の一般職の職員の旅費支給条例（平成2年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「勤務場所」の次に「（任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）」を加え、同条第3号中「扶養親族」を「家族」に、「届出をしない」を「婚姻の届出をしていない」に、「主として職員の収入によって生計を維持している」を「職員と生計を一にする」に改める。

第3条第2項第1号中「場合」の次に「（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）」を加え、同条第5項中「扶養親族」を「家族」に、「を変更（取り消しを含む。以下同じ。）され」を「の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け」に改める。

第4条第1項中「任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）」を「旅行命令権者」に改め、同条第3項中「を変更する必要」を「の変更をする必要」に、「第5条第1項」を「次条第1項」に、「これを変更する」を「その変更をする」に改める。

第5条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に、「本条」を「この条」に改める。

第6条第1項中「移転料及び扶養親族移転料」を「転居費及び家族移転費」に改め、同条第8項を次のように改める。

8 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用について支給する。

第6条第9項中「扶養親族移転料」を「家族移転費」に、「扶養親族の移転」を「家族の移転に要する費用」に改める。

第9条中「扶養親族移転料」を「家族移転費」に改める。

第11条第2項中「に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合」を「から第4号までに掲げる料金は、公務のために特に必要とするもの」に改め、同項各号及び同条第3項を削る。

第16条中「12,000円」を「14,000円」に改める。

第17条の見出しを「(転居費及び家族移転費)」に改め、同条中「移転料及び扶養親族移転料」を「転居費及び家族移転費」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の香芝市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び第2条の規定による改正後の香芝市の一般職の職員の旅費支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

議第4号

香芝市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて

香芝市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のとおり改正する。

令和7年2月17日提出

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

香芝市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定による職務の級の分類の基準となるべき職務の級の内容は、別表第2の級別基準職務分類表のとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

第3条の3第1項中「級別職務分類表」を「級別基準職務分類表」に改める。

第4条第4項中「次項に規定する」を「次項各号に掲げる」に改め、「（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上である職員にあっては、3号給）」を削り、同条第5項中「55歳を超える」を「次の各号に掲げる」に改め、「昇給は、」の次に「当該各号に掲げる職員の区分に応じ」を加え、同項に次の各号を加える。

(1) 55歳（市長が規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で市長が規則で定めるもの）を超える職員（次号に掲げる職員を除く。）

(2) 給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの

第7条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（扶養手当）」を付し、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号まで」を「前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、前項第2号から第5号まで」に改め、「（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」、「（以下「8級職員」という。）」及び「、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」を削り、同条第4項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

第7条の2を次のように改める。

第7条の2 削除

第7条の3第2項中「100分の6」を「100分の4」に改める。

第8条第3項中「市長が」の次に「規則で」を加える。

第14条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「

の間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「に定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して市長が規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して市長が規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第17条の2中「、第7条の2及び第8条」を削る。

第19条中「、扶養手当」、「、住居手当、通勤手当」、「、管理職手当」及び「、管理職員特別勤務手当」を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条の2関係）

級別基準職務分類表

職務の級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	主任の職務
4級	主査の職務
5級	副主幹の職務
6級	課長補佐及び主幹の職務
7級	次長及び課長の職務
8級	部長の職務

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和8年3月31日までの間における改正後の香芝市の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後給与条例」という。）第7条の規定の適用については、同条第1項中「支給する」とあるのは「支給する。ただし、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものに対しては、支給しない」と、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは
 - 「(5) 重度心身障害者
 - (6) 配偶者（届出をしてないが事実上婚姻関係と同様の事情

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「1
にある者を含む。）」

1,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(令和8年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置)

- 3 施行日から令和8年3月31日までの間における改正後給与条例第7条の3の規定の適用については、同条第2項中「100分の4」とあるのは、「100分の5」とする。

(香芝市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

- 4 香芝市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第4条のうち香芝市の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成17年条例第29号）第8条の改正規定を次のように改める。

第8条第1項中「から第14条の3まで及び第16条」を「、第14条及び第14条の3」に改める。

(香芝市の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

- 5 香芝市の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条中「、第7条の2」を削る。

議第 5 号

香芝市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正することについて

香芝市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のとおり改正する。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

香芝市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和３６年条例第９号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第２条関係）

種類	基準	金額（円）
１ 行旅死亡人の収容に従事する職員の手当	１日	３，０００
２ 身元引受人のない死亡人の火葬及び納骨に従事する職員の手当	１日	１，５００
３ 感染症発生に伴う防疫作業に従事する職員の手当	１日	１，０００
４ 犬又は猫の死体処理に従事する職員の手当	１件	７００
５ 風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある次に掲げる現場（以下「災害現場等」という。）において行う巡回監視に従事する職員の手当 （１）河川の堤防等 （２）破損、欠壊その他の事由により通行が禁止されている区間内の道路又はその周辺 （３）前２号に掲げる現場に相当すると認められる現場	１日	７１０
６ 災害現場等における災害の発生した箇所若しくは発生するおそれがある箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査、避難所の運営又は罹災証明書の発行に係る住家の被害認定調査に従事する職員の手当	１日	１，０８０
７ 風水害その他の災害によるし尿処理作業に従事する職員の手当	１日	２，０００

備考 次の各号に掲げる場合のこの表の５の項から７の項までに規定する手当の金額については、それぞれ当該各号に規定する金額（同一の日において当該各号に掲げる場合のいずれにも該当するときは、第２号に規定する金額）とする。

- （１）この表の５の項から７の項までに規定する作業が日没時から日出時までの間に行われた場合 これらの項に規定するそれぞれの金額にその１００分の５０に相当する金額を加算した金額

- (2) この表の 5 の項から 7 の項までに規定する作業が市長が著しく危険であると認める区域で行われた場合 これらの項に規定するそれぞれの金額にその 1 0 0 分の 1 0 0 に相当する金額を加算した金額

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議第 6 号

香芝市職員の退職手当に関する条例の一部を改正することについて

香芝市職員の退職手当に関する条例の一部を次のとおり改正する。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

香芝市職員の退職手当に関する条例（平成３年条例第３０号）の一部を次のように改正する。

第１３条第２項中「４箇月」を「４月」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第１１項第４号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第１４項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第５６条の３第１項第１号に該当する者に係る就業促進手当について同条第４項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削り、同条第１５項中「６箇月」を「６月」に改める。

附則第９項中「令和７年３月３１日」を「令和９年３月３１日」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ この条例による改正後の第１３条第１１項（第４号に係る部分に限り、同条第１５項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した香芝市職員の退職手当に関する条例第２条第１項に規定する職員（同条第２項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であつてこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

議第 7 号

香芝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
の一部を改正することについて

香芝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のとおり改正する。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

香芝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第17条中「2,500円」を「3,000円」に改める。

別表中「栄養士」の次に「、管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議第 8 号

香芝市体育施設条例の一部を改正することについて

香芝市体育施設条例の一部を次のとおり改正する。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市体育施設条例の一部を改正する条例

香芝市体育施設条例（平成 21 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 9 条、第 13 条関係）

1 香芝市総合体育館の使用料

区分			9:00～ 11:00	11:00～ 13:00	13:00～ 15:00	15:00～ 17:00	17:00～ 19:30	19:30～ 22:00
本館	全面使用	夏期	円 5,400	円 5,400	円 5,400	円 5,400	円 7,500	円 7,500
		夏期以外	3,000	3,000	3,000	3,000	4,200	4,200
	2分の1 使用（床 面積の3 分の1以 上2分の 1未満の 部分）	夏期	2,700	2,700	2,700	2,700	3,700	3,700
		夏期以外	1,500	1,500	1,500	1,500	2,100	2,100
	3分の1 使用（床 面積の6 分の1以 上3分の 1未満の 部分）	夏期	1,800	1,800	1,800	1,800	2,500	2,500
		夏期以外	1,000	1,000	1,000	1,000	1,400	1,400
	6分の1 使用（床 面積の6 分の1未 満の部分 ）	夏期	900	900	900	900	1,200	1,200
		夏期以外	500	500	500	500	700	700
サブ館	全面使用		700	700	700	700	900	900
	2分の1使用（床 面積の2分の1未 満の部分）		350	350	350	350	450	450
トレーニング室			1人1回につき150円					
第1会議室			300	300	300	300	350	350
第2会議室			450	450	450	450	550	550

第3会議室	150	150	150	150	150	150
備考 1 「夏期」とは、7月1日から9月30日までをいう。 2 入場料等を徴収する場合は、上記区分の5倍に相当する額（入場料等を徴収する日が夏期に該当する場合は、夏期区分の使用料の額に、夏期以外区分の使用料の4倍に相当する額を加算して得た額）を徴収するものとする。この場合において、備考5の規定は適用しない。 3 入場料等を徴収する場合とは、次の場合をいう。 (1) 入場料を徴収する場合 (2) 商品等を展示又は販売する場合 (3) その他これらに準ずる場合 4 使用時間を超過して使用する場合の使用料は、その超過する時間（1時間未満の場合は、1時間とする。）の属する時間区分の1時間当たりの使用料の100分の130に相当する額（10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。）とする。 5 市内に在住又は在勤する者（以下「在住在勤者」という。）以外の者が使用する場合は、上記区分（トレーニング室を除く。）の2倍に相当する額（使用する日が夏期に該当する場合は、夏期区分の使用料の額に、夏期以外区分の使用料の額を加算して得た額）とする。						

2 附属設備及びその使用料

規則で定める附属設備については当該規則で定める額

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に許可した体育施設の利用に係る使用料について適用し、施行日前に許可した体育施設の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議第 9 号

香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正することについて

香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
次のとおり改正する。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議第10号

香芝市立学童保育所条例の一部を改正することについて

香芝市立学童保育所条例の一部を次のとおり改正する。

令和7年2月17日提出

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市立学童保育所条例の一部を改正する条例

香芝市立学童保育所条例（平成２年条例第７号）の一部を次のように改正する。

第２条の表中「香芝市今泉３６３番地」を「香芝市今泉１０４番地１」に改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議第 11 号

香芝市国民健康保険条例の一部を改正することについて

香芝市国民健康保険条例の一部を次のとおり改正する。

令和 7 年 2 月 17 日提出

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市国民健康保険条例の一部を改正する条例

香芝市国民健康保険条例（昭和34年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第13条の6の9中「22万円」を「24万円」に改める。

第16条の2第1項第2号中「29万5,000円」を「30万5,000円」に改め、同項第3号中「54万5,000円」を「56万円」に改め、同条第2項中「22万円」を「24万円」に改める。

第16条の5第3項及び第7項中「22万円」を「24万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の香芝市国民健康保険条例の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議第 12 号

香芝市都市公園条例の一部を改正することについて

香芝市都市公園条例の一部を次のとおり改正する。

令和 7 年 2 月 17 日提出

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市都市公園条例の一部を改正する条例

香芝市都市公園条例（昭和５２年条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項に次の１号を加える。

（５）祭礼のために火気を使用すること。

第７条第２項を削る。

第７条の２第１項及び第２項第５号、第７条の３、第１１条の２第２項、第２１条の２から第２１条の４まで、第２１条の５第１項並びに第２１条の６中「教育委員会」を「市長」に改める。

第２２条ただし書を削る。

別表第１に次のように加える。

香芝市スポーツ公園	香芝市スポーツ公園プール
-----------	--------------

別表第３を次のように改める。

別表第3（第11条の2、第21条の6関係）

1 有料公園施設の使用料
(1) 香芝市高塚グラウンド

区分	8:00～10:00	10:00～12:00	12:00～14:00	14:00～16:00	16:00～18:00	18:00～21:00
	850円	850円	850円	850円	850円	1,200円
備考 1 入場料等を徴収する場合は、上記区分の5倍に相当する額を徴収するものとする。なお、入場料等を徴収する場合とは、次の場合をいう。 (1) 入場料を徴収する場合 (2) 商品等を展示又は販売する場合 (3) その他これらに準ずる場合 2 使用時間を超過して使用する場合は、その超過する時間（1時間未満の場合は、1時間とする。）の属する時間区分の1時間当たりの使用料の100分の130に相当する額（10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。）とする。 3 市内に在住又は在勤する者（以下「在住在勤者」という。）以外の者が使用する場合は、上記区分の2倍に相当する額とする。						

(2) 香芝市高塚テニスコート

区分（1コートにつき）	7:00～9:00	9:00～11:00	11:00～13:00	13:00～15:00	15:00～17:00	17:00～19:00	19:00～21:00
	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円
備考 1 入場料等を徴収する場合は、上記区分の5倍に相当する額を徴収するものとする。なお、入場料等を徴収する場合とは、次の場合をいう。 (1) 入場料を徴収する場合 (2) 商品等を展示又は販売する場合 (3) その他これらに準ずる場合 2 使用時間を超過して使用する場合は、その超過する時間（1時間未満の場合は、1時間とする。）の属する時間区分の1時間当たりの使用料の100分の130に相当する額（10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。）とする。 3 在住在勤者以外の者が使用する場合は、上記区分の2倍に相当する額とする。							

(3) 香芝市スポーツ公園プール

室名	区分		使用料
プール	夏期	高校生以上	1日当たり800円 回数券（11日分）8,000円
		小・中学生	1日当たり400円 回数券（11日分）4,000円
	夏期以外	高校生以上	1日当たり600円 回数券（11日分）6,000円
		小・中学生	1日当たり300円 回数券（11日分）3,000円
	屋内プール専用利用		1コースにつき1時間当たり

	1,800円					
室名	区分及び使用料					
多目的室	9:00～12:00	12:00～17:00	17:00～21:00	9:00～17:00	12:00～21:00	9:00～21:00
	2,000円	3,000円	3,000円	5,000円	6,000円	8,000円
会議室	9:00～12:00	12:00～17:00	17:00～21:00	9:00～17:00	12:00～21:00	9:00～21:00
	2,000円	3,000円	3,000円	5,000円	6,000円	8,000円
備考 1 「夏期」とは、7月1日から9月30日までをいう。 2 小学校就学前の乳児及び幼児のプールの使用料は、無料とする。 3 「屋内プール専用利用」とは、屋内プールの特定のコースを団体で専用して利用することをいう。 4 屋内プール専用利用は、各種大会のための使用に限る。 5 屋内プール専用利用の場合で入場料等を徴収するときは、上記区分の5倍に相当する額を徴収するものとする。なお、入場料等を徴収する場合とは、次の場合をいう。 (1) 入場料を徴収する場合 (2) 商品等を展示又は販売する場合 (3) その他これらに準ずる場合 6 使用時間を超過して使用する場合の使用料は、その超過する時間（1時間未満の場合は、1時間とする。）の属する時間区分の1時間当たりの使用料の100分の130に相当する額（10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。）とする。 7 在住在勤者以外の者が使用する場合の使用料は、上記区分の2倍に相当する額とする。						

2 附属設備及びその使用料

規則で定める附属設備については当該規則で定める額

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第3条第1項に1号を加える改正規定、第7条第2項を削る改正規定、第7条の2第1項及び第2項第5号、第7条の3、第11条の2第2項、第21条の2から第21条の4まで、第21条の5第1項並びに第21条の6の改正規定並びに第22条ただし書を削る改正規定は、公布の日から施行する。

議第 13 号

香芝市消防団条例の一部を改正することについて

香芝市消防団条例の一部を次のとおり改正する。

令和 7 年 2 月 17 日提出

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市消防団条例の一部を改正する条例

香芝市消防団条例（平成１５年条例第１号）の一部を次のように改正する。

第４条第１号中「居住」の次に「し、又は勤務」を加える。

第７条第１項中「６５歳」を「７０歳」に改める。

第８条第２項第２号中「消防団の区域外に転住した」を「第４条第１号に規定する資格を有しなくなった」に改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議第 14 号

香芝市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の
一部を改正することについて

香芝市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を次の
とおり改正する。

令和 7 年 2 月 17 日提出

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

香芝市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和３９年条例第２４号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第２条関係）

階 級	勤務年数							
	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上
団 長	円 55,000	円 271,500	円 429,000	円 601,500	円 804,000	円 1,081,500	円 1,381,500	円 1,522,500
副 団 長	55,000	256,500	406,500	556,500	714,000	976,500	1,276,500	1,417,000
分 団 長	55,000	241,500	384,000	526,500	676,500	901,500	1,186,500	1,326,500
副分団長	55,000	234,000	361,500	489,000	624,000	849,000	1,126,500	1,266,000
部長及び 班 長	55,000	219,000	331,500	444,000	564,000	759,000	1,014,000	1,152,000
団 員	55,000	204,000	309,000	414,000	526,500	691,500	946,500	1,083,500

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

議第 15 号

奈良県広域水道企業団への水道事業の統合に伴う関係条例の
整備に関する条例の一部を改正することについて

奈良県広域水道企業団への水道事業の統合に伴う関係条例の整備に関する条
例の一部を次のとおり改正する。

令和 7 年 2 月 17 日提出

香芝市長 三 橋 和 史

奈良県広域水道企業団への水道事業の統合に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例

奈良県広域水道企業団への水道事業の統合に伴う関係条例の整備に関する条例（令和6年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条のうち香芝市職員定数条例（昭和50年条例第4号）第2条第1号の改正規定中「530人」を「590人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 16 号

令和 6 年度香芝市一般会計補正予算（第 11 号）について

令和 6 年度香芝市一般会計補正予算（第 11 号）について、別紙のとおり議決を求める。

令和 7 年 2 月 17 日提出

香芝市長 三 橋 和 史

議第 17 号

令和 6 年度香芝市一般会計補正予算（第 12 号）について

令和 6 年度香芝市一般会計補正予算（第 12 号）について、別紙のとおり議決を求める。

令和 7 年 2 月 17 日提出

香芝市長 三 橋 和 史

議第 18 号

令和 6 年度香芝市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
について

令和 6 年度香芝市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について、別紙
のとおり議決を求める。

令和 7 年 2 月 17 日提出

香芝市長 三 橋 和 史

議第 19 号

令和 6 年度香芝市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
について

令和 6 年度香芝市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、別紙のとおり議決を求める。

令和 7 年 2 月 17 日提出

香芝市長 三 橋 和 史

議第 20 号

令和 6 年度香芝市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
について

令和 6 年度香芝市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、別紙のと
おり議決を求める。

令和 7 年 2 月 17 日提出

香芝市長 三 橋 和 史

議第 21 号

令和 6 年度香芝市土地取得特別会計補正予算（第 1 号）
について

令和 6 年度香芝市土地取得特別会計補正予算（第 1 号）について、別紙のと
おり議決を求める。

令和 7 年 2 月 17 日提出

香芝市長 三 橋 和 史

議第 22 号

令和 6 年度香芝市財産区財産特別会計補正予算（第 1 号）
について

令和 6 年度香芝市財産区財産特別会計補正予算（第 1 号）について、別紙のとおり議決を求める。

令和 7 年 2 月 17 日提出

香芝市長 三 橋 和 史

議第 23 号

令和 6 年度香芝市下水道事業会計補正予算（第 1 号）について

令和 6 年度香芝市下水道事業会計補正予算（第 1 号）について、別紙のとおり議決を求める。

令和 7 年 2 月 17 日提出

香芝市長 三 橋 和 史

議第 24 号

令和 7 年度香芝市一般会計予算について

令和 7 年度香芝市一般会計予算について、別紙のとおり議決を求める。

令和 7 年 2 月 17 日提出

香芝市長 三 橋 和 史

議第 25 号

令和 7 年度香芝市国民健康保険特別会計予算について

令和 7 年度香芝市国民健康保険特別会計予算について、別紙のとおり議決を
求める。

令和 7 年 2 月 17 日提出

香芝市長 三 橋 和 史

議第 26 号

令和 7 年度香芝市後期高齢者医療特別会計予算について

令和 7 年度香芝市後期高齢者医療特別会計予算について、別紙のとおり議決を求める。

令和 7 年 2 月 17 日提出

香芝市長 三 橋 和 史

議第 27 号

令和 7 年度香芝市介護保険特別会計予算について

令和 7 年度香芝市介護保険特別会計予算について、別紙のとおり議決を求める。

令和 7 年 2 月 17 日提出

香芝市長 三 橋 和 史

議第 28 号

令和 7 年度香芝市土地取得特別会計予算について

令和 7 年度香芝市土地取得特別会計予算について、別紙のとおり議決を求める。

令和 7 年 2 月 17 日提出

香芝市長 三 橋 和 史

議第 29 号

令和 7 年度香芝市財産区財産特別会計予算について

令和 7 年度香芝市財産区財産特別会計予算について、別紙のとおり議決を求める。

令和 7 年 2 月 17 日提出

香芝市長 三 橋 和 史

議第 30 号

令和 7 年度香芝市下水道事業会計予算について

令和 7 年度香芝市下水道事業会計予算について、別紙のとおり議決を求める。

令和 7 年 2 月 17 日提出

香芝市長 三 橋 和 史

議第31号

指定管理者の指定の期間の変更について

令和6年3月27日議決の指定管理者の指定の期間の変更について、次のとおり指定の期間を変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月17日提出

香芝市長 三 橋 和 史

- 1 管理を行わせる施設の所在地及び名称
香芝市瓦口2159番地
近鉄五位堂駅北自動車駐車場
- 2 指定管理者となる団体の所在地、名称及び代表者
東京都品川区西五反田二丁目20番4号
タイムズグループ
代表者 タイムズ24株式会社
代表取締役 西川 光一
- 3 変更前の指定の期間
令和3年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 変更後の指定の期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

計画の策定について

第五次香芝市総合計画中期基本計画を別紙のとおり策定したいので、香芝市議会の議決すべき事件を定める条例（令和 3 年条例第 21 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 17 日提出

香芝市長 三 橋 和 史

同第 1 号

香芝市固定資産評価審査委員会の委員の選任につき
同意を求めることについて

令和 7 年 4 月 6 日付けで任期満了予定の香芝市固定資産評価審査委員会の委員の選任について、次の者を本市固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 2 3 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

香芝市長 三 橋 和 史

住 所	氏 名	生 年 月 日
	郷 原 章 裕	

諮第1号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和7年2月17日提出

香芝市長 三 橋 和 史

住 所	氏 名	生 年 月 日
	川 井 明 美	